

令和8年度診療報酬改定

23. 特定保険医療材料の機能区分の見直し

特定保険医療材料の機能区分の見直し①

合理化（人工歯）

- 診療報酬の請求において、臨床現場における使用方法を踏まえ、1歯あたりの償還価格に変更する。

	現行の機能区分	改定後の機能区分
歯冠※027, 歯矯※028 陶歯 前歯用（真空焼成歯）	6本1組：1,870円	1歯：312円
歯冠※028, 歯矯※029 陶歯 臼歯用（真空焼成歯）	8本1組：1,010円	1歯：126円
歯冠※031, 歯矯※030 レジン歯 前歯用（J I S適合品）	6本1組：241円	1歯：40円
歯冠※032, 歯矯※031 レジン歯 臼歯用（J I S適合品）	8本1組：235円	1歯：29円
歯冠※033 スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	6本1組：620円	1歯：103円
歯冠※034 スルフォン樹脂レジン歯 臼歯用	8本1組：866円	1歯：108円
歯冠※035 硬質レジン歯 前歯用	6本1組：582円	1歯：97円
歯冠※036 硬質レジン歯 臼歯用	8本1組：733円	1歯：92円

※ 歯冠：歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料

※ 歯矯：歯科点数表の第2章第13部に規定する特定保険医療材料

特定保険医療材料の機能区分の見直し②

定義変更（歯科用合着・接着材料Ⅰ）①

- 歯科用合着・接着材料Ⅰには、接着性モノマーを含むレジンセメントとそれ以外のセメントがあり、それらが各製品の主たる特徴を踏まえて適切に機能区分を選択できるよう、各製品の構造や原理に基づき定義を明確化し、機能区分の考え方について整理する。

現行の機能区分	改定後の機能区分
歯冠※046, 歯矯※034 歯科用合着・接着材料Ⅰ ①レジン系・標準型 ②レジン系・自動練和型 ③ガラスアイオノマー系・標準型 ④ガラスアイオノマー系・自動練和型	歯冠※046, 歯矯※034 歯科用合着・接着材料Ⅰ ①標準型 ②自動練和型 歯冠※047, 歯矯※035 歯科用合着・接着材料Ⅱ ①標準型 ②自動練和型
	改定後の定義の考え方 歯冠※046, 歯矯※034 歯科用合着・接着材料Ⅰ ➤ 現行の一般的名称の「歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント」及び「医薬品含有歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント」を削除 ➤ <u>接着性モノマーを含むMMA系レジンセメント又はコンポジット系レジンセメントであること。</u> 歯冠※047, 歯矯※035 歯科用合着・接着材料Ⅱ ➤ 一般的名称は、現行の歯科用合着・接着材料Ⅰを踏襲 ➤ <u>歯科用合着・接着材料Ⅰに該当しない、接着性レジンセメント又は接着性ガラスアイオノマー系レジンセメントであること。</u>

※ 歯冠：歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料

※ 歯矯：歯科点数表の第2章第13部に規定する特定保険医療材料